

30消第879号
平成30年12月27日

愛媛県高圧ガス保安協会長
一般社団法人愛媛県LPガス協会長
様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正
する規程について

平成30年12月21日付け20181217保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・
保安審議官から通知のあったこのことについて、別添のとおり通知しますので、
貴協会の会員に周知していただきますようお願いいたします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.lg.jp

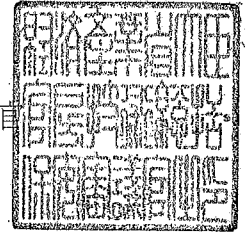
経 済 産 業 省

20181217保局第1号

平成30年12月21日

愛 媛 県 知 事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程について

上記の件について、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）（20180328保局第2号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定しましたので通知します。



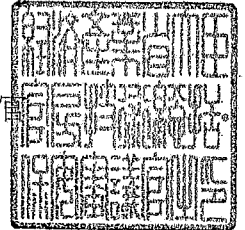
経 済 産 業 省

20181217保局第1号

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、平成31年1月1日から施行する。
2. 平成30年12月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 (20180328 保局第2号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。)

改正後	改正前
<p>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328保局第2号平成30年 3月30日 改正 20181217保局第1号平成30年12月21日</p> <p>2. 事故の定義等</p> <p>(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。</p> <p>(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下、「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。</p> <p>① (略) ② (略) ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。） ただし、以下のいずれかの場合は除く。 1) 噴出・漏えいしたガスが<u>毒性ガス</u>以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、<u>開閉部</u>（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>2) (略)</p>	<p>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328保局第2号平成30年 3月30日</p> <p>2. 事故の定義等</p> <p>(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。</p> <p>(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下、「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。</p> <p>① (略) ② (略) ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。） ただし、以下のいずれかの場合は除く。 1) 噴出・漏えいしたガスが<u>毒性ガス又は可燃性ガス</u>（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は閉閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>2) (略)</p>

④~⑦ (略)
(2)・(3) (略)

④~⑦ (略)
(2)・(3) (略)